

健が発 0304 第 1 号
平成 2 5 年 3 月 4 日

小児がん拠点病院の長 殿

厚生労働省健康局がん対策・健康増進課長

小児がん医療・支援に係る計画書について

厚生労働行政につきましては、日頃より特段の御配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

今般、「小児がん拠点病院の指定に関する検討会」が取りまとめた「小児がん拠点病院選定結果のまとめ」（平成 2 5 年 2 月 5 日）を踏まえ、別添「小児がん医療・支援に係る計画書の策定について」を作成したので、これを参考の上、小児がん拠点病院においては、小児がん医療・支援に係る計画書を策定し、平成 2 5 年 8 月 3 1 日までに提出するようお願いいたします。

小児がん医療・支援に係る計画書の策定について

平成24年6月に閣議決定したがん対策推進基本計画（以下「基本計画」という。）では、重点的に取り組むべき課題の一つとして、新たに小児がん対策が掲げられた。基本計画においては、小児がん患者とその家族が安心して適切な医療や支援を受けられる環境の整備を目指し、5年以内に小児がん拠点病院（以下「拠点病院」という。）を整備し、小児がんの全国の中核的な機関の整備を開始することが目標に定められている。

今般、拠点病院の指定に際し、明らかになった課題に対して、拠点病院の指定に関する検討会の「小児がん拠点病院選定結果のまとめ」（平成25年2月5日）に基づき、拠点病院では、下記を記載した各拠点病院の小児がん医療・支援に関する計画書（以下「小児がん拠点病院計画書」という。）及び各地域ブロックの小児がん医療・支援に係る計画書（以下「小児がん地域計画書」という。）を策定することとする。

記

1. 小児がん拠点病院計画書の策定に関すること

① 記載すべき内容

以下の内容について、現状、今後の計画及び目標を記載すること。

(ア) 集学的治療及び標準的治療の提供

- チームによる集学的治療及び標準的治療の実施体制
- 専門的な知識及び技能を有する医療従事者及び療養を支援する者（保育士、臨床心理士、チャイルドライフスペシャリスト等）の確保及び配置（今後の人材確保の予定及び他施設とのこれらの人材に関する協力も含めて記載すること。）
- 再発がん及び難治がんへの対応
- 患者が増えた場合の病床確保等の対応方法
- 思春期のがん患者への診療体制
- 緩和ケアチームによる緩和ケアの実施体制

(イ) 地域連携

- 具体的な疾患及び病態に関して、他の拠点病院及び標準治療を実施することが可能な小児がん医療を担う医療機関（以下「小児がん診療病院」

- という。)との役割分担(医療機関の名称も可能な限り明示すること。)
- 患者を受け入れる主な地域(特に、地域ブロック内に複数の拠点病院が指定されている場合には、自施設が主に担当する地域を明記すること。)
 - 自施設では十分に対応できない疾患及び病態への対応
 - 長期フォローアップの方法(自施設において実施するのか、あるいは他施設との連携で実施するのか)及び晩期合併症への対応
 - 連携の具体的な方法(情報共有の方法、紹介及び逆紹介後の連絡等)

※特に、東京都、大阪府、京都府にはそれぞれ複数の拠点病院が指定されていることから、同一都府内の拠点病院の連携について、可能な限り詳細に記載すること。

(ウ) その他

- 小児がんに関する研修の実施予定(対象者、人数、期間、内容等)
- 相談支援の体制、相談支援の広報及び小児がん患者団体との連携
- 臨床研究及びトランスレーショナルリサーチの実施体制及び研究の予定
- 患者への教育及び復学支援の実施体制(人材、設備等)
- 家族等が利用しやすい長期滞在施設の整備及び運営

2. 小児がん地域計画書の策定に関すること

① 策定の手順

計画書を策定するため、以下に定める地域ブロックごとに「●●地域小児がん医療提供体制協議会(仮称)」(以下「協議会」という。)を設置すること。協議会には、拠点病院が参加するほか、地域ブロック全体の小児がん診療を考える際に重要な役割を果たすと考えられる医療機関及び地域ブロックを超えて連携が必要な医療機関にも必要に応じて参加を求め、各医療機関の小児がん診療に関する取組に関して情報共有及び意見交換を行い、地域ブロックごとに計画書を策定すること。

地域ブロック名	都道府県名
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東甲信越	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野
東海北陸	富山、石川、岐阜、静岡、愛知、三重
近畿	福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国・四国	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
九州・沖縄	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

② 記載すべき内容

以下の内容について、現状、今後の計画及び目標を記載すること。

(ア) 地域連携

- 具体的な疾患及び病態に関して、地域ブロック内の拠点病院及び小児がん診療病院との役割分担（医療機関の名称も可能な限り明示すること。）
- 特に、地域ブロック内に複数の拠点病院が指定されている場合は、各拠点病院の役割分担（主に担当する地域、疾患、病態等）について明確にすること。
- 地域ブロック内の拠点病院及び小児がん診療病院では十分に対応できない疾患及び病態への対応（地域ブロック外の拠点病院及び小児がん診療病院との連携）
- 連携の具体的な方法（情報共有の方法、紹介及び逆紹介後の連絡等）
- 地域連携を進めるための取組（例：複数の施設の小児がん医療従事者を集めた定期的な症例検討会・勉強会の開催、定期的な小児がん患者の紹介及び逆紹介人数の把握等）
- 地域ブロック内での長期フォローアップの仕組み（特に、拠点病院以外で長期フォローアップする際の患者情報の共有等）

※特に、東京都、大阪府、京都府にはそれぞれ複数の拠点病院が指定されていることから、同一都府内の拠点病院の連携について、可能な限り詳細に記載すること。

(イ) 人材育成

- 小児がんに関する研修の実施予定（特に、地域ブロック内に複数の拠点病院が指定されている場合は、拠点病院間の研修に関する役割分担も明示すること。）
- 拠点病院間及び拠点病院と小児がん診療病院等との小児がん医療従事者の人材交流の実施予定

3. 小児がん拠点病院計画書及び小児がん地域計画書に共通すること

① 計画書の枚数

それぞれA4用紙10枚程度以内に収めること（図表含む）。

② 計画書の期間

平成25年9月1日から4年間とする。

③ 計画書の提出

各拠点病院は、策定した小児がん拠点病院計画書及び小児がん地域計画書を平成25年8月31日までに下記宛先に送付すること。

送付先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省健康局がん対策・健康増進課 吉本、登美

④ 計画書の検証

各拠点病院は、計画書について定期的に進捗状況を把握し、課題を抽出して改善すること。なお、厚生労働省においても、提出された計画書の検証を行う予定であることを申し添える。